

第10回 山形県景観審議会 議事録

- 1 日 時 平成23年12月1日(木) 14時00分から16時30分
- 2 場 所 山形県自治会館 401 会議室
- 3 出席委員 中村会長、山畑会長代理、相羽委員、石川委員、岩鼻委員、小山委員、
沼田委員、半田委員、日原委員、堀委員、手塚委員 11名
欠席委員 伊藤委員、齋藤委員、志村委員、宮原委員 4名

4 審 議

(中村会長)

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日、諮問案件はないようですが、年度中に諮問予定の「眺望景観資産」に関する事項が1件と、報告事項が3件あるようです。

(議事録署名委員に、相羽委員と石川委員を指名)

それでは、議事に入りたいと思います。はじめに「山形県景観条例第27条に基づく『眺望景観資産の指定』について」の御相談でございます。皆さん、すでにご存知のとおり、眺望景観というのは、指定の仕方が2つあって、1つは行政が指定をする場合と、もう1点はNPO等と県民が提案する場合がございますが、この提案の場合、こういった基準がよろしいかということ、これから決めなければいけません。年度内にこの件に関する諮問が出る前に、皆さんの条件を聞いておきたいということでございますので、よろしくお願ひします。それではまずこれについて、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

「山形県景観条例第27条に基づく『眺望景観資産の指定の提案』について」を説明(略)

(中村会長)

ありがとうございました。この件については、皆様の御意見をいただく前に、審査部会の方でも現地調査をしていただいておりますので、山畑部会長の方からも一言いただきます。

(山畑部会長)

部会のメンバーでも現地を訪れました。私も実は初めての場所で、西蔵王の方はよく行って、上から山形市内を眺めることが多いんですけども、今回は山形盆地の西側にありますので、山形市内とか、向こうに遠景として蔵王連峰が見える。非常に雄大な景色が広がっている場所であることを確認しました。それと展望台の東屋も含めて、下草刈りですとか、地元の人たちがいろいろ手づくりで整備をしている様子も確認しております。その中で、今お話がありましたように、いろいろと地元の人たちもここを活用したりしているようですし、眺望景観としては非常に雄大な眺めが見られる場所であるということを確認しております。部会のメンバーも同様の意見です。

(中村会長)

ありがとうございました。他に部会の委員の方で何か補足することございますか。特にないようでしたら、御説明を県と部会と両方にいただきましたので、これについて少し御議論いただきたいと思ひます。今日ここで結論を出すということではなくて、この県民からの提案に基づく眺望資産の指定というのは、これが初めてでございますので、これから出てくると思ひますので、それをどう考えるか、どういう条件が満たされて欲しいかという話を皆さんからしていただいて、それをまとめた上で、年度内に正式に県の方から皆さんに諮問されることが予想されます。そういった見通しのもとで意見交換をさせていただきたいと思ひます。

どうぞ御自由に。御意見頂戴したいと思ひます。

(半田委員)

質問を1つよろしいでしょうか。今日の議論とは若干、質が異なると思うんですが、そもそもこの地域の活動のスタートですね。集落の活動から、やがて周辺地域を巻き込んでと、事務局からの説明ではそのようにあったんですけども、そもそも発端というか、この地域づくりグループの実行委員会ですとか、そのあたり、もしお分かりでしたら詳しく伺いたいのですが。

(中村会長)

事務局からお願いします。

(事務局)

活動の発端は山辺町の作谷沢地区、山の中にある地区で高齢化、若者が減少していると。少子化で学校もどうなるか分からないという時に、一人の若者が立ち上がって、8人で仲間を作った。8人というのは山形県綱引き大会に出場するメンバーで、8人で団結し、まず綱引きから始まったとのこと。そのメンバーで大会に出場したところ、山形県で優勝してしまった。そこからますます8人が団結し、自分の地域を何とかしなきゃならないという話題になり、その8人が核となって地域づくり活動が始まった。自分の地域で何とか頑張ろう、行政に言ってもあまり乗ってくれないので、自分達でできることは自分達でやりましょうというところから始まり、ワークショップを行なった。その中で自分の地域の資源を活かすような活動ができないかという話になり、それが展望台の整備につながった。そのワークショップには、隣接する山形市滝の平地区、山形市双葉地区の住民も参加し、地域を超えた活動となり、現在もこの3地区と一緒に活動しています。こういう地域はあまりないかと思えます。

(中村会長)

住民の活動そのものが行政界を越えているということですか？

(事務局)

そうです。住民の活動は山辺町の作谷沢地区から始まって、隣接する山形市滝の平地区と双葉地区につながっています。地区どうしが道路でつながってるので、活動もつながりやすかったようです。

(中村会長)

他にいかがでしょうか。

(相羽委員)

部会で私も一緒に見てきて、こういうものが眺望景観資産になることに関しては、非常に良いことだと思いました。今後ますますこういう提案型が増えるという位置付けで、この案件もあるので、そして条件ということを考えてみると、山辺町とか、西側から山形市を見る地点が他にも結構あるんですね。県が指定するとなると、その中からどこか1つ選ぶのかとか、東側から見るのと西側から見るのことで景色が違うから2つ眺望景観資産があってもいいんじゃないかとか、3つあってもいいんじゃないか、4つあってもいいんじゃないかというようなことになってくると、県が指定する場合というのは、かなりそういったハードルが高くなるという気がします。今回これは住民提案ということですので、例えば私の知っている範囲では、山辺町からも結構きれいに見える場所が何箇所かあったりして、同じ西側から山形市を見るんですけども、そういう競い合いみたいなことで、住民が、私のところからの眺望を指定してくださいというようなことで来ることも想定する必要があるのかなと。その場合、県の場合は非常に選ぶのが難しい、住民提案の場合にはそのあたりがどうなのかなと。良い提案であれば、どんどん指定していけばいいという原則でいけば当然、これは指定して然るべきものだと思うし、そういう住民提案が早い者勝ちになってしまったり、山辺から見て遠景が似たようなところは住民提案をちょっと控えてくださいというようなことが起こり得るのではないかと。住民提案の場合は割と近い近景の建物とか、要するに樹木とか、そういうものでもいいわけですから、文翔館を見る風景を市が指定したりとか、団体が指定したりということも、これは成り立ち得る眺望景観資産だと思うんですが、今回の場合は割と広域的な景色でもあるので、そうすると、県が指定するのと質的には同じような問題を、住民が提案するという場合であっても、ちょっと抱え込んじゃうと見てい

いのか。それともやっぱり住民だから自由に、自分の場所からの景観をまず提案して、それが良ければ次々に認めていくのがいいのか、というあたりで、その基準を考える時の観点があるのかなという気が、いま質問を聞いていて、いたしました。

もう1つ。今回の場合は、提案者がどこになるのかというのを教えていただきたいというのと、関連して、今後こういう案件が出て来た場合には、その提案者が直接（景観審議会）で説明するのか、あるいは県の職員の方が代わって景観審議会に諮るのかといったあたりのルールも、何か必要なのかなということについても、お答えいただくなり、御議論いただくなりしていただければと思います。

（中村会長）

何か事務局からございますか。

（事務局）

今回の提案者はNPO 法人になります。それから2点目についてですが、実際に諮問する際の説明等々については、明確なルールというのは今現在ございません。ただ実務上、正式に提案書という書式を出していただいて、それに基づいて事務局が説明するというのが一番現実的な方法なのかなと、現段階では考えております。

（中村会長）

他にありますか。

（堀委員）

この制度を作ったときに考えていたことは、いま相羽委員が言ったように、大きく山形を代表する眺望と、これは行政のほうが、県の場合だと、山形県を代表する眺望景観、市とか自治体も提案することができるので、そういうのは市を代表するということですね、になるかと思えますけれども、当然のことながら、その行政が挙げるのは、行政の平等性・一貫性からですね、えこひいきということがないわけだから、ある客観的な基準でもって「これは県を代表するものだ」と、説明責任も出ますし、代表するものを挙げると、それが1つ。しかし、この山形県の景観条例を作るときに意を払ったのは、地域の人たち・県民がやはり元気になって、自分たちの地域を見直すきっかけとか、あるいはまちづくり・地域づくりの活動の後押し、背中を押すような、そういうことを強く考えていたので、地域の人たちが良いと言えば、これ客観性じゃないですね、私たちはこれが良いと思うという、その一言でいいのではないかと。ですから、先ほど競合とか、早い者勝ちとかありましたけれども、全然そうじゃなくて、重なってもね、こちらの人たちが私たちのこれは良いんだ、似たような所で、いや私たちのこれも良いんだと言えば、全部取り入れていいと。基本的にはそういうふう考えていただきましたので、今回のこういう地域の人たちからこういう形で提案されてきたものは、ぜひサポートをするべきだと思うんですね。

もう1度言いますと、地域の人たちが良いと言えばそれはもう認める。それを「いやいや、そんなの良くないよ」と我々が言う必要はなくて、地域の人たちが「これは私たちの財産なんだ」と思えば、それは基本的には認めるというのが正しいのではないかなと思うんですね。従って、私の考える条件というのは、その眺望景観の条件というよりは、活動の条件ですね。今回の場合には、非常に長く取り組みをしていて、使ってもいますし、実績がありますね。やっぱり地域を良くする一環として、この景観条例というものをぜひ使ってもらいたいので、地域が実際に活動するのを後押しするように、その指定をしてあげたいので、やはり活動というものがそで行われている、活動していないのに提案だけしてきて「これ認めて」というのと、その辺の線引き、どういうふうに見極めるのか具体的な基準は私が持っているわけではないんですけども、1つの条件は、やはり「活動がちゃんとある」ということではないかなと思います。県や市町村の行政のほうが提案する眺望景観のほうは、活動というよりも、やはり県を代表する、市町村を代表するという、眺め自体の資格というものがあるというふうに思います。

(中村会長)

はい、ありがとうございます。堀委員の意向は非常に重要な点で、それに関連してというか、少し皆さんにお考えいただきたいんですけども、県が指定するというのは、やはり全県的な大事な眺望ということなんですけども、地元から挙がってくる場合は、もちろん堀委員が言ったように、自分たちが良いと思えばそれでいいんですけども、必ずしも全県的な雄大な眺望でなくとも、自分たちの村がよく見えると、そういうことは非常に重要なことではないかなと思います。むしろ今回のなんかは非常に雄大でね、本来これは県が指定してもいいくらいの規模で、それはそれで地元から挙がってきたっていいんですけども。眺望というのは、その地域が守っているような小さな眺望でも、それはそれでいいんだというような考え方はあってもいいんじゃないのというふうに私は思います。自分の住んでいる場所を、全体を見るというのは非常に重要なことなんでね。

他に何かございますか。いろんな論点がありますので、今日は結論ということじゃないので、皆さんから御意見をいただいております。次回にそれをまとめた形で、改めて諮問させていただきたいと思っております。日原委員いかがですか。

(日原委員)

私は東北芸術工科大学におりましたので、西蔵王の展望台はよく行っていました。でも、今回のふれあい展望台は、今まで私は20年間通い続けている場所ですけども、それまでは樹木がたくさんあって見れなかったんです。ですけども7~8年前に、作谷沢の元青年たちが立ち上がりまして、何とかしようというので、先ほど申しました、滝の平、双葉、そして作谷沢の3地区が過疎化あるいは高齢化、少子化、そういったことで大変悩んでいて、その白鷹の山麓にある3地区がネットワークを作って何とか頑張ろうと。それで共通の宝は何かということを探して、こういうことになったわけですね。それで樹木を伐りましたら、これは西蔵王には負けないと思うくらい、本当に素晴らしいパノラマが展開しておりまして、それで本当に後発なんですけれども、結構それから、若い人たちがたくさん訪れるようになって、地元の人が誇らなくても、実績として客観的にだいぶ評価されていると思います。ですから私は今回こうやって地元から挙がるような提案は、やっぱり地元の人たちが「ここを整備したい」ということで自らやってきたという実績と、それから今回は、非常に広域のパノラマが見れるというひとつの条件も果たし、先ほど中村会長がおっしゃったように、どんな小さなところでも宝になる景観も、私はこれは1つの宝だと思いますから、そういういくつかの基準を、それからどれだけの人が訪れているとか、それから堀委員もおっしゃったように、地元の人が実際に活動しているというようなことが、やっぱり1つ基準になっていくのかなと思いました。

(中村会長)

どうもありがとうございます。ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

(石川委員)

この眺望景観については、県の指定の方針を全部クリアしていると思うんですけども、それはそれとして、区域を越えた地域づくりのタイプというか、行政と住民とが一緒になってこういうものを作っている。そういう新しい価値、こういう活動っていま全国的に広がっていると思うんですけども、山形でもこういう資産という形で、こういう動きが出てきているんだと思うんです。また、県内の景観の資産的な価値のアピールの仕方をずっと見てきますと、例えば山形市でも景観100選といったものがあるんですが、これは視対象の道路端のお地蔵さまも100選の1つに入っていますみたいな、そういったものですか、あと山形経済同友会でもずっと昔から景観を表彰してアピールしてきていて、当初は建物のデザインの良し悪しが中心だったのが、最近は地域づくりの方へ移行してきているような動きがあります。今回の県の眺望景観資産の指定は、山形県らしさと言いますか、近景・中景・遠景の構成や、里山と集落の関係や、自然との関係などが全部入っていて、非常に山形県らしさを発揮したものであって、山形市の景観100選や、経済同友会の景観の概念とは違った意味合いが入っている。これから山形県民が景観というものをどう考えたらいいのかということを示唆していく、方向性を示すような要素が非常に入っていると思って、私は大変良いと思っていますけれども。

(中村会長)

はい、ありがとうございます。ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

(手塚委員)

今日、初めて参加させていただきます。いま石川委員からお話があった、経済同友会の「地域づくりのやまがた景観賞」という、毎年やっているものがありまして、私はその委員になっておりまして、つい先日、その表彰式があったんですけれども、今回提案されたような地域が一体となって、まち興しとなっているような景観を表彰するような仕組みになっていました。いま石川委員が言われたことと私も同感なんですけれども、指定の基準としては、地域の皆さんが活動して、それを取り上げて、なるべく活性化するような形にしていくと。一方で県が指定するものについては、県としてのシンボリックな、代表的なものという、概ねそういう区分けでいいと思うんですけれども、景観審議会あるいは景観条例に基づくところからすると、もう少し他でたくさんあるいろんな制度と差別化をして、景観としての質みたいものの要素も少し加味して指定していくというふうにした方が、他のいっぱいある活動と差別化になるのではないかと思って、可能であればそういったところも御議論いただければと思います。

(中村会長)

はい、どうぞ。

(堀委員)

今のお話ですけれどもね。例えば国立公園の指定をした。指定した後に、税金をかけて整備が進むと。そういう場合には、やはり説明責任があるので、おっしゃるような要件が必要だと思うんです。眺望景観資産の指定はですね、そういうものではなくて、運動をサポートする、地域づくりサポートするんです。だから地域づくりをやって、特に景観に焦点を当ててですね、いい景観を作りたいとか、そういうのは全部もう後押しする。その時に「あんたのこの景観はよろしくないよ」ということは、基本、我々が言うべきではないと。地域の人たちが頑張って「これ、いいよね」とか、あるいは「良くしたいよね」と言ったら、背中を押してやるのが我々の役目だと思っています。先ほど言ったように、行政が提案するもの、それはやはりおっしゃるような要件が必要だと思うんですね。「眺めの基準」です。住民、NPO 法人が提案するものについて、そういう要件を入れるのは、私はむしろ入れないということが重要な気が最初からしているんですよ。そこを問わずに、重要なのはみんなが活動をちゃんとやるということ。それだけでいいんじゃないのかな。これ私の意見です。ぜひ皆さんも議論していただければ。

(半田委員)

私が一番最初に質問させていただいたことと、いま堀委員がおっしゃったことは関連していると、私自身は思っているんですけれども。眺望というか、それは物・物質的なものだと思うんですけれども、それはほったらかしておいて、いつまでもその風景がそのまま残っているというわけではなくて、やはり何らかの手を加えて作っていかなければ、いずれ何か変わってしまうものでもあるでしょうし、そのためにはやはり地元の活動、NPO 法人ですとか、もちろん住民、それから場合によっては企業との協働もあって成り立っていくものだろうと思っています。ですので、県以外からの提案というのは、自分たちで作ってきたし、作っていきんだというようなところを評価してもらえたらなという思いがいたします。というのも、私は県のNPO 活動の推進のことに携わっているんですけれども、そういう中で、まちづくりに関しては、何か目標というのが実はありそうで意外とないと思っています。まちづくりというと、非常にどんぶりのようなもので、いろいろな活動があるわけなんですけれども、景観や眺望といったところに注目したところで、ひとつこういったものが指定されると、NPO ですとか、地域にとって非常な励みになっていくのではないかなと私自身は何って思いましたので、地域によってその土地を作っていくというような、その点を重視するようなところが中にあるといいのではないかと。

(中村会長)

はい、ありがとうございます。いずれにしても、今回挙がってきた案件が駄目だという意見はないですけれども、どういう形で次回諮問されるかということですから、皆さんの御意見を聞いた上で、事務局の方で改めてそれをまとめていただきたいと。ひとつだけ私のほうから。検討していただきたいのは、景観法に基づく条例、あるいは景観計画というのは、各自治体が全部やるのが本当は望ましいわけで、山形県の市町村の場合は今いくつくらいできてましたっけ？

(事務局)

本県は全部で35市町村ありまして、そのうち景観行政団体になってるのは5市町。4市1町です。

(中村会長)

これから恐らく増えていくと思うんですけど、例えば、こういう眺望景観資産が地元の景観計画の中に位置付けられている場合、それを県のほうでも改めて、重複して指定するというような、これは形式論ですけどもね、こういう場合が起こる可能性があるわけですね。それについても県として検討しておいてくれませんか。

(事務局)

実際、各市町の景観計画の中で、眺望景観資産というものを位置付けているところと、いないところがあります。位置付けていなければ、県が指定したものがそのまま残るというような形になっているところもあります。今後、その辺の整理ですね。この眺望景観資産に限らず、いろいろな問題が、各市町村の計画と比較調整する必要が出てくると思いますので、今後各市町村と相談していきたいと思えます。

(中村会長)

じゃあ、これは御相談なので、年度末に改めて諮問が出ますので、皆さんの御意見をまとめた上で、諮問をしていただきたいと思います。何か付け加えることございますか。小山委員、どうぞ。

(小山委員)

今回のものに関しては大変いい条件だと思っております。過去の歴史も感じられますし、現在の活動の現在も感じられますし、子どもたちの未来を考えた、未来も感じられる、本当にいい条件だなと思っております。それから堀委員がおっしゃった、地域の活動に対して、景観としてどんどん後押しをするべきだというお話もありますが、「ここはうちが素晴らしいと思っているのだから」とたくさん提案されて、その中で「これ違うのではないかな」というものは、やはり審議会の委員皆さんで見ただいて、「もうちょっとここを何とかすると後押しできるよ」ということもあるかもしれませんので、その辺も考えて次回、諮問をしていただければと思います。

(中村会長)

その辺は、いろんな考え方もありますがね。原則的には堀委員が言うように、なるべくバックアップしたほうが良いと思うけど。

(堀委員)

小山委員の危惧はないと思うんです。というのはどういうことかと言いますと、地域で活動するわけですよ。地域の洗礼を受けるわけですよ。変なものはね、出てくるはずがないですよ。もしもそういうものが出てくるとしたら、そこの地域の活動というのが、何かおかしいことが起こっているというので、やはり地域の人たちのチェックを必ず受けますよ。だから我々が心配する必要はないということですね。ただ、もちろん万が一そういう事態が起これば、当然ここで議論するべきで、今の段階で、地域にそれほどの不信感を持つ必要はないのではないかと。

(中村会長)

はい、ありがとうございます。じゃあ、この件に関してはそういうことで、事務局のほうで整理していただいて。岩鼻委員、どうぞ。

(岩鼻委員)

少し将来的な話になるかもしれませんが、ひと月くらい前に鶴岡で羽越本線の高速化シンポ

ジウムが開かれまして、そのときに秋田県のわらび座の代表の方が基調講演なさって、なかなか刺激的なお話だったんですけども、いま文化庁の方で文化財保護と観光を結び付けたような補助を2つくらいやっております、1つは半額補助、もう1つは全額補助で、文化庁としてもやはり額が大きなもので、それに対して秋田県は各市町村が積極的に取り組んでいて1億円を超えるくらいの補助金をいただいているんだというお話だったんです。けれども、そのときに出了のは、山形県は申請が少ないですよというような話が出まして、まさに今日の事例などはそれこそ非常に歴史的な、伝統を踏まえた地ですので、こういう指定を通して、うまく文化財保護と観光を絡めたようなものが、そういう補助金を活用してできるのではないかと思います。是非こういった指定を通して、そういった補助金をいただいて、積極的に地域づくりを進められるよう、そういう方向を検討していただきたいと思います。

(中村会長)

それでは、何かございますか。石川委員、どうぞ。

(石川委員)

眺望景観資産の指定の効果というか、指定の意味といったものをはっきり県民に示していただきたい。要するに、指定を受ければお金をもらえるわけでもないし、どちらかと言うと「がんばりましたね賞」みたいなものだと思うんですけども「眺望景観資産」として残しておく価値があるんだという、その評価の視点をきちんと指定の際に県民にアピールしてもらいたいと思います。

(中村会長)

事務局から何かございますか？

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございました。今まで出た御意見を参考にいたしまして、次回はその辺を説明できるような形でお諮りしたいと思います。

(中村会長)

それでは他に報告事項がございますので、この件については事務局から整理していただき、年度末に正式諮問という形にさせていただきます。

次に報告事項が3点ございます。1件目は「届出対象行為の『景観形成基準』の運用について」でございまして、これは報告とはいっても重要なことですので、少し皆さんで意見交換していただきたいと思います。最初はまず事務局から報告していただき、それから続けて部会長の方から追加報告をお願いします。

(事務局)

「届出対象行為の『景観形成基準』の運用について」の中間報告(略)

(山畑部会長)

部会にかかっている案件がこれまでに蓄積されてきました。その中で問題点がいくつか抽出されておりまして、その中で、これは部会の中で何件か諮った中で、毎回部会にかけずとも事務局の判断で、過去の蓄積から判断できるものがいくつかあるであろうというのが1つ。

それと山のピーク、それも指定された山に対して、その頂上が見えるか見えないかというところで物理的に判断はできるんですけども、いま説明がありましたように、実際の山はよく見えないとか、前山があって隠れてしまうとか、木が生えているだとか、いろんな条件がありまして、その頂上が見える見えないということより、山としての印象がやはり景観ですから、その基準に関して、物理的にだけで判断しても意味のないような場面がいくつか出てきております。その辺の基準も将来的には改定していく必要があるのかなということと、その規制のかかる地域も一律の基準ではなく、重点的に規制をきつくる地域と、他の地域であれば少し基準を緩和するようなことをしてもいいだろうといった「地域のメリハリ」といったことも必要なのかなと思っております。

それから携帯アンテナの鉄塔もたくさん出てきておりますし、送電線の鉄塔もやむを得ないものが多い。例えば高さを低く抑えると鉄塔が1本でなくて2本必要になるとかですね。県の方からも携帯電話会社へ、複数社の鉄塔を共同で建てられないのかといった要請はしていただいているようですが、会社の運用上できないということもあるようです。

過去の類似案件から判断できて、ほとんど問題ないものであれば、手続きを簡素化しても問題ないのではないかと、これまでの部会の中から感じております。以上です。

(中村会長)

どうもありがとうございました。それでは、報告ということですが、大事なことです、皆さんから御意見を頂戴したいと思います。これは、こういうほとんど阻害しているとは言えないようなものが認定できれば、最初からその分は審査の対象から除くということでしょうか。届出はしてもらうということなんですか。

(事務局)

届出はしていただき、ただ部会にはかけるまでもないというものの位置付けを考えております。

(堀委員)

これは要届出行為で、県の景観条例だと届出の処理は、原則、県がするんですよね。だけど、県がその処理をする前に、審査部会で1回チェックをしてもらい、それから県が届出を処理すると。こういう行政上の手続きになっていると、そういうことですね。県の方で不適合若しくは適否の判断ができないとした届出は、原則全部、審査部会にかけると、そういうことですね。それが問題になっているんでしょう。それを全部じゃなくて、一部は県に任せてもらいたいということですね。

県の方でこれは問題だと思うものを審査部会にかけると。最初の頃はやっぱり、その辺の判断を慎重にするために、一応全部審査部会にかけてきたけれども、案件が蓄積してきて、だいたい判断基準が分かってくれば、そのあとは県がルーチンで処理すると。これ届出ですから。届出というのは原則、受けるのが普通なんです。余程の案件の場合に「ちょっと待って」とできるようにするために30日という期間を取っているわけですから。ですから事務局の案のとおりで基本的にいいと思います。

(事務局)

審査の流れを確認のため再度説明しますと、まずは各総合支庁の建築課が窓口になっております。ここに届出に該当するものを提出していただきます。そして総合支庁建築課で適合と判断したものについては、適合という形で県庁都市計画課へ1部送付してもらっています。これはどうなのかという判断が微妙なものについては、一度保留した形で県庁都市計画課へ送付してもらっており、都市計画課でも判断が付かないものについて審査部会にかけて、御意見を頂戴すると。ただし、そこから先の勧告などの手続きは、あくまで県の名前で行いますので、その最終的な意思決定というのは県が行う、という流れになっております。

(堀委員)

整理しますと、今でも審査部会にかかっているのは全ての届出ではなくて、不適合保留の届出だけです。そうすると、今回の事務局案というのは、その不適合保留で審査部会にかけているものの中から、さらに絞って、ここで言う不適合保留案件であっても、ある条件を満たしたものは、審査部会にかけないようにしたいと、そういうことですね。

(事務局)

そうです。

(堀委員)

不適合保留ということについて、少し説明していただけますか。

(事務局)

先ほど事例でいくつか紹介しましたが、例えば国道からその今回届出対象物件を見た場合に、その物件が眺望面を超える（保全対象である山の頂上を隠す）。その場合は不適合です。

ただ、机上といいますか、計算上、眺望面を超える場合でも、実際に現地に行ってみると、国道か

らは主対象が全く見えない状況であることがある。そういった場合でも「不適合保留」ということで、これまでは審査部会に諮ってきました。こういったものまで、果たして審査部会にかけer必要があるのか、というところから始まった議論でございます。

（堀委員）

再度、頭を整理させてください。届出対象行為の基準がありますよね。例えば高さ（建築物の高さ13m超）がありますよね。例えばその高さを超えたとする、届出の対象にはなりますが、それは不適合ではないですね。

（事務局）

それは不適合ではありません。山形県景観計画の別表第2に「保全対象眺望景観」というものがあります。ここで主対象ということで山岳、山の名前が挙がっており、これらを見る場所というのが視点ということで、表に挙がっている国道・高速道路と県道の路肩端（または歩道端）になります。この視点から山岳の頂上を見たときに、届出対象物件が頂上を隠してしまうものを不適合ということで整理しております。

（中村会長）

別表第2に載っている視点「国道、高速道路、県道」というのは、その全区間を指していて、その全区間の中で、実際に行ってみると、ほとんど主対象が見えないところがある。そういうことですね。

（事務局）

はい、そうです。集落や都市で主対象が見えないということもありますので、昨年の審議会の時に、中村会長の方から、例えば主対象が見える区間と見えない区間に整理するとか、そういった意味でのメリハリが必要ではないかという御意見をいただきました。

（中村会長）

今回の提案は別に審査を甘くするというわけではないわけですね。

逆に心配なのは、今の景観形成基準そのものが、ちょっと甘いんじゃないかと思われるところがあるわけですね。メリハリの「厳しくする方について」どうしたらいいか、今後の審議会で少し考えるべきだと思います。

（事務局）

先ほどの中間報告の中でもありましたが、やはり山の印象ですね。今の山形県景観計画では、山の名前は挙がっていますが、どのくらい見ればその山として認識できるかとか、そういった考えはありません。今は、その山の頂上が見えるか見えないかということで判断していますが、やはり山として認識するためには、ある程度の塊としての山、山容が見えないと山とは言えないのではないかとことです。ではどれだけ見れば、山と認識できるかというところが、なかなか客観的な基準の設定が難しいのではないかとというところが、今の議論の段階になっています。

（中村会長）

これは審査部会の方で先に検討していて、部会長からも御発言があったので、こういう方向でいいと思うけれども、やはり、大変眺望が素晴らしいところに関しては、間違いが起こらないようにしないといけないし、もし問題があれば、景観形成基準を見直すということだってあり得るんじゃないかということ念頭に置いておいていただけませんか。何か他にありますか？

（堀委員）

山形県景観計画というのは100年先の県土をどうするかということなんですね。例えば既存の建物等で隠れてしまっている景観が、実はものすごくポテンシャルが高くて重要な景観である場合、今現在は、たまたま道路際に建物が建ってしまっている、あるいはここに木があって背後の景観が見えないので、ここは認めましょうという追認的な考え方だと思うんですけど、本当は建物と木が無いのが理想であるとしたら、100年後に無くなるように考えなきゃいけないと思うんです。将来、建物と木は無くなったんだけど、あとで認めたものが残っちゃって、依然として景観がよくないと、そういうことが起こらないようにするための計画なんです。今、ある建物等が邪魔をして見えない

からと言って、それを是とするのはいかなものかという指摘です。

(中村会長)

では、事務局から何か、今の話について。

(事務局)

ただ今の指摘は、ちょっと難しい話ですので、これから議論していきたいと思います。

(中村会長)

堀委員の今の話は、主対象が同じように見えないからと言って、全部一律に見えないという判断はしてはいけない。本来あるべきではない建物等で重要な景観が見えなくなっている場所と、ここは見えなくてもしょうがない場所の2種類あると。

(堀委員)

そうですね。ただ、現実の問題として、ある人が建物を建てて山等が見えていないのに、隣の人に「いや、だめだ」と言うのは、行政としてはなかなか難しいことだと思うんだけど、ただ「計画」というのは本質的にそういうものなんだと。100年かけて良くしていくのが「計画」であって、そこは忘れないでおいていただきたい。

(石川委員)

私も堀委員の意見と同意見なんですけれども。これまで審査部会にかかってきた案件というのは、ほとんどが高さや色についてなんです。それらについては、ある程度ものさしが分かっている、基準にひっかかれば、もう全部審査部会にかけてきたということなんですけれども、ほとんど事務局で判断できそうな感じのものが多くて、しかもこれまでの審議の積み重ねがあるので、総合支庁レベルでも判断ができそうなものが結構多いと思います。

私が心配しているのは、堀委員が指摘されているような既存不適格ですね。これがどんどん増えてきているんじゃないかという印象を持っています。そこにまた不適格が出てきちゃえば、適格にならなくなっていく可能性があり、これは景観計画を立てていく上で非常に大きな問題とされていて、その典型的な例が白地地域に変なものがどんどんと建ててきた事例があると。ですから、計画をしっかりと作らなくちゃならない。そのところがこれからの景観行政上、非常に重要な問題で、既存不適格を許しておけば、どんどんと悪いものが溜まって行って、醜いものが醜くなく当たり前になってしまい、それだけ見れば非常に不適格なだけで、適格の中に紛れ込んだものが不適格でなくなっちゃっているみたいで、そういう印象があって非常に不安です。ですから、本当に一番私が気にしているのは、高さや色だけでなく「調和」という概念ですね。この景観形成基準にある「調和」という概念。調和を目指すという概念をどうチェックしていくかが非常に鍵になると思うんです。届出申請をペーパーで受理するだけでなく、現地に行って、きちんと申請者から説明を受けて、確認するとかですね。その辺のフォローの対策が必要になってくるかなと。

(中村会長)

ちょっと難しい問題ですね。はい、相羽委員。

(相羽委員)

今日見せていたスライドの面白山とか、あの辺の山が連山や連峰みたいなことで価値があるかどうかという問題と、単峰で見たときにひっかかるかどうかという問題と、両方踏まえて考えないといけないと思っていて、単峰でひっかからなくても、全体で前山的なものも含めて大事であれば、本来であれば保全すべき山になるかも。先ほど中村会長がおっしゃったように、本来保全すべきものというのが、今のシステムだと単峰の一点のみで決まっていて、例えば蔵王連峰であれば、その代表的に1番高いところの単峰の頂上に線を引っ張って、それより下であれば全て許されちゃうわけですよ。ところが蔵王連峰は、むしろ連峰として見えてないといけないものなので、例えば一番高い頂上より低く、水平にずーっと長い建物が建てられたら、それは景観上よくない。今の審査では引っかけられないけれども、逆に本来、守らなければならないものが守られていないという状況にある。この山の景色が本来、必要か必要でないかというような、そういう議論を個々にやっていかないといけないのか

なという気はしています。

(中村会長)

この景観形成基準というのは、既存不適格という考えは入っていないんです。建築基準法みたいな、ああいう考え方ではないんですよ。だから既存不適格というものがもし仮にあるとすれば、将来建て替えるときはそこに建てられなくなってしまうものですから。今の考え方ではそれはない、ということは認識しておく必要があるんです。将来それをどう扱うかという問題は、検討課題なんでしょうね。堀委員がさっき言ったのは、そういう意味でしょう？

(堀委員)

まあそうですね。「計画」の本質の話ですね。山形県にとって非常に重要な道路から、非常に重要な眺望が仮にあるとしたら、それは今、見えなくても、将来的には見えるようにすることを目指すのが「計画」であろうと思います。

(日原委員)

看板とか、後ろの植栽が眺望を阻害しているような事例がありましたけれども、私はむしろ沿道に街路樹であるとか、一種の森のようなものがあつた方が、その後ろの山が見えるよりも美しいと思いますし、人工物なんかよりもはるかに心地がいいと感ずるので、何かそこだけ歯が抜けたように街路樹を取ってしまったら眺望を守ろうというのは、何か不自然な感じがするんです。本当にその眺望を守ろうと思ったら、人工物を建ててはいけなとか、そういったことにしなければ非常に矛盾している感じがします。これから先、その土地に非常に経済的に効果があるようなものが出てきたときには、また人工物が凄く増えるはずなんです。そういった場合にどうするかということがあるので、本当にこの山を、眺望を守りたいのであれば、少し中に入ったところから、車が通っている場所から見えるというよりは、道路から少し入ったところから素晴らしい景観が見れますよというやり方のほうが、私は自然な感じがすると思います。

(中村会長)

はい、ありがとうございます。今日は皆さんの御意見を承っておいて、もう一度、事務局あるいは審査部会で検討していただくことになると思いますので、どうぞ御意見があつたら全部出していただきたい。小山委員どうぞ。

(小山委員)

私も審査部会で現地をいくつか見てきたんですが、先ほど例のような、建物などが単発で手前にあつて背後の山が見えないという状態ではなくて、建物が町並みとして繋がっているため、山が見えないという場所が多かつたと思います。ですから、そこだけを部分的に除けばいいという状態ではなかつたと思います。

あと、もうひとつ全く違うことなんですけれども、携帯アンテナの鉄塔だったんですが、以前、審査部会で審議をし、やむを得ないということで適合とし、建っている鉄塔なんです。その時の条件として、その敷地の周囲に植栽をして、なるべくその鉄塔の圧迫感をなくすようお願いをして、実際植栽はしていたんですが、その後のメンテナンスが良くないようで、もう枯れてしまっていた状況があつたので、そういった条件のその後について、確認も必要なのではないかということに気づきました。その辺についてもこれから議論していくことになるんだと思います。

(手塚委員)

私も日原委員と同じ意見なんですけれども。道路整備とか道路管理を担当している立場から言わせていただきますと、ドライブをしながら眺望を眺めるという効果がある一方で、地域開発を目的とした整備、経済効果を目的に整備されるものもありまして、その沿道での開発というのはどうしても出てきてしまいます。なので、沿道の景観的観点だけでなく、全体のバランスといいますか、総合的に考えていく必要があるかと思います。

(中村会長)

はい、分かりました。今日、あとまだ2件報告がございますので、この件はこのくらいにしたいと

思いますけれども、いろいろかなり疑問も問題もあって、報告ということでこの場で終わりというわけにはいかないような気がしますので、皆さんの意見を少し集約していただいて、整理して、もう1回この件を審査部会で議論してもらえませんか。

(事務局)

私どもといたしましても、引き続き審査部会のほうで議論させていただければというふうに考えています。

(中村会長)

その時に、もうすでに見えないという場合であっても、非常にいい景観がある場所について、これ以上悪くならないようにするための方策などについても併せて検討していただけないでしょうか。

(事務局)

今のご意見を承りまして、また議論を続けていきたいと思えます。

(堀委員)

今日の報告案件の前提は、審査部会での審議が大変だということが恐らくあると思うんですね。実際に何件くらい、審査部会の審議にかけたのか。それからもう1つ、その前の段階の届出件数ですね。ちょっと参考に教えていただけませんか。

(事務局)

審査部会の審議にかけたのは、平成20年度以降の8回の審査部会で、合計10件です。

届出件数は年間100件程度あります。

(堀委員)

今回の検討は、要するに繁雑なので事務局だけで処理したいという話でしたけれども、そのくらいの件数だったら、それほど別に喫緊の課題としてやらなくてもいいのかなという気もしますね。

(中村会長)

そういう御意見もございますから、それで検討してください。

(事務局)

では、ただ今の御意見も含めまして、検討させていただきます。

(中村会長)

はい、ありがとうございます。それでは、この件は大事な案件ですので、報告をちょっと超えまして、もう一度御審議いただく形にさせていただきます。

それでは、2番目の報告をお願いいたします。「屋外広告物行政の取り組み状況について」。これは「屋外広告物はどうなっていますか」ということで、前回の審議会で我々から事務局にお尋ねしました件で、その報告ということでございます。お願いします。

(事務局)

「屋外広告物行政の取り組み状況について」を報告。(略)

(中村会長)

ありがとうございます。報告でございますけれども、お尋ねがあれば。

これは先ほどから出ているような、主対象である山が見えなくなるとは困るというようなことが、屋外広告物でもあり得るわけですね。多分、実際は大きさからいっても建築物のほうが多いんだろーとは思いますが、屋外広告物でそういうことが起きた例はありますか？

(事務局)

屋外広告物につきましては、基準が別途、屋外広告物条例で定められていまして、景観条例のほうで定めている届出の案件と比べますと、必ずしも整合が取れているとはいえない部分があるのかなと感じているところです。特に郊外部については、田んぼの中に看板が建っている場合があります。そうすると建物よりも景観に与える印象が大きいのかなど。その辺で先ほどの議論にもございましたけれども、国道から山岳をみた場合に景観上厳しくする区間の位置付け等と連携させていく必要はあ

るのかなと考えているところです。

(中村会長)

屋外広告物であっても、眺望を害するものは対象になるわけですか？

(事務局)

高さが13メートルを超えた広告塔の場合は、景観条例の届出対象になります。

(石川委員)

先ほどの事務局からの説明で、大変取り締まりに御苦労されているお話ありまして、初めて分かったんですけども、屋外広告物についても既存不適格の問題を感じてまして。山形県でいくら眺望景観が良いところを作っても、山形県はだめだという。広告・看板でだめ。眺望景観に行く前に、山形県は景観が悪いところという印象がこびりついてしまうくらいの酷さだと思っています。要するに、例えば一例だけ挙げますと、県庁から工業試験場に行く道路と西回りバイパスとの交差点のところの看板ですね。山は見えないし、平野も見えない。もう全く酷い状態で看板だらけ。ラスベガスか山形というくらいの全く酷い状態です。ただ、これは看板屋さんがたくさんあって、看板屋さんの作業を無くしてしまっているのかという話とバッティングするわけですし、これは非常に難しい話です。やはり先ほどの御説明のように、高速道路のインターチェンジの周りには規制をかけておくという、あれこそまさしく景観計画であるわけですけど、何で今の国道・幹線道路について前に規制しなかったかという悔いが残っているんですけども。

(堀委員)

ちょっと教えていただきたいのですが、自家広告物というのは敷地内の広告物という意味ですね。それが7割ということで、自分の会社とか、家の敷地内にあるものの違反が多いと。そういうことですね。

それから建植(けんしょく)・壁面・屋上とありまして、壁面と屋上というのは、要するに建物に付帯している広告板ですよ。先ほどの中村会長の心配にも関係するんですけども、今後、新しく建物が出てくる場合には、多分かなりのものが先ほどの眺望の方に関わってきますよね。その辺のところ、もう少し説明していただけますか。建植というのは要するに独立しているやつですよ。普通、独立というと、先ほどの田んぼの中にポンとあるものを我々はイメージするんですけども、意外と自分の敷地内にある独立看板があるんだなど。ちょっとその辺をもう少し分かりやすく解説をいただければ。

(相羽委員)

西バイパスの交差点の集合看板について話ができましたけれども、先ほどあった、看板の大きさを規制するという規制だということなんですけど、集合看板というのは1個1個の面積がその規制範囲内であれば、並べて集合させて、ものすごく大きくなっていいということによろしいのでしょうか？

(事務局)

以前から課題となっている案件でございますが、今現在、本県には総量規制がありません。今後、検討しなければいけないんですが、実際、なかなか動けないような状態です。

申請上、その一面というのが第3種普通規制地域ですと高さ15メートル以下で、一面が30平米以下の、その基準をクリアした申請が上がれば、許可せざるを得ない状況です。

これはまちづくり協定がある地区の例ですが、まちづくり協定があると、本来は建物を建てる時に、委員会に書類を出さなきゃいけないという決まりがあるようなんですが、貸し駐車場とかになりますと、その手続きが無視されるような状況があって、これも許可申請としては、問題が発生しないような単位での申請ができます。これは貸し看板でして、自分の営業する土地に建てているものではないので、こういったものに関しては建植広告と呼んでいます。まちづくり協定を結んで、せっかく町並みをきれいにしても看板が建ってしまうという御指摘もありましたが、基準をクリアした単位で申請をされると許可せざるを得ないということで、今後こういった問題に関する検討も必要かなと考えております。

自家広告物というのは、自分の土地ということですが、ただ単に自分の田んぼに建てるから自家広

告物だろうということではなくて、実際にそこで営業をしている、そこで業をしている者がその土地で建てるものを自家広告物としてます。自分のところで建てるものに関しては、必要なものであろうということで、山形県では届出制も許可制も取っていません。これは県によってまちまちなんですが、自家広告物に関しても、今後、届出制にする必要はあるのかなというのが、我々としても感じているところです。

(中村会長)

今のようなことですね、景観審議会としてはこれから考えていかなきゃいけない問題があるんですが、法体系が違うために、なかなかうまくいかないわけですね。だけど、景観法を作ったときに屋外広告物規制の方と、それから農業関係の方と同時にやっていたんでしょう。法律上の連携というのは取りやすくなったと聞いていますが、それは具体的にはどういうふうになったんですか？まったく独立なんですか？どうもその辺が良く分からないんですがね。

(事務局)

私どものほうで聞いておりますのは、お互いの領域が重ならないように、棲み分けをするというような形での整理がなされたということです。

(日原委員)

すみません。今、屋外広告物検討委員会というのは存在していますか？

(事務局)

はい。屋外広告物審議会というのが別にございます。

(日原委員)

他県とか、それから先進地域なんかと比べると、山形はものすごく規制が緩くて、本当にいくらこういうところで審議しても、そういう広告物が並行して存在していると、ちっとも山形は景観が守られていないと常々感じていてます。私が大学を離れても、山形にどうしてもいようと思うのはそのためなんです。とにかく山形が一番美しくなければいけないと私は信じておりますので、もう一度、景観条例を洗い直すということが必要だと思います。なので、頑張っていたきたいんですけども。

(中村委員)

我々は景観法に基づく審議会を今やっているわけで、この権限の範囲というものがあります。屋外広告物の法律の範囲とは違うわけですね。ここでいろいろ申し上げても、屋外広告物に関してどこまで有効なのかというのは非常に疑問があるわけなんです。だけど、かといってね、先ほどの山岳の眺望景観なんかの場合、屋外広告物は山岳を直接に隠してなくても、ああいうものがたくさん建ってしまったら、事実上、その山並みの景観は非常に傷つくでしょう？そういうものを、どういうふうにしたらコントロールできるのか。場合によっては屋外広告物審議会の方と、何らかの連携を取らないといけないことが出てくるのではないかと。実際、我々の景観審議会は都市計画審議会と連携を取ることがあり得るわけなんです。だから、それと同じように屋外広告物審議会との連携もあるかもしれないと思いますが、そういうことについて、まだあまりここで議論したことがないんですね。今日のこの報告を機会に、少しそういうことを考えていただきたいと思います。

(石川委員)

あともう一点、留意していただきたいことがあります。というのはエネルギー問題なんですね。例えば風力発電。山形県としてエネルギー自給率を高めようとする、これから何百本という風力発電機が建ってくるような話が出てくるかもしれないということです。そうすると産業面と景観面の価値判断をどうやっていくか、非常に政策的・政治的な話になってくると思うんですね。こういったものをどう考えていったらいいのかという。

(中村会長)

いずれにしても、今日結論が出るような話じゃないので、この屋外広告物の件に関しては、この景観審議会が重要な権限を持っていないということを前提に、それでも尚且つ何らかの影響力を持ちたいということは皆さん思っておられる。これは記憶に留めておいていただいて、今後の景観審議会の

運営に活かしていく方向で、記録を取っておいていただきたい。

(事務局)

はい、ありがとうございます。確かに景観法に基づく何らかの位置付け。それに屋外広告物の規制も重ね合わせて連携するというような形がやはり一番望ましいことだろうとは考えているところではありますけれども、その辺につきまして今後、検討させていただきたいと思います。

(中村会長)

どうもありがとうございました。事務局からいただいた時間は、確か16時までだったと思うんですけども、大幅に超えてしまいまして、最後にもうひとつ報告事項があったんですが、それほど急ぐということでもなさそうなので、「景観まちづくりセミナーの開催状況」ですが、これについては次回に報告ということにさせていただいて、今日の審議はこのくらいで終わりにしたいと思います。

最後に、もし何か御発言があれば一言でも。よろしゅうございますか。

それでは事務局におかえしします。

(事務局)

委員の皆様には長時間の御審議、ありがとうございました。先ほど会長からありましたとおり、次回の審議会につきましては、年度内に開催することで予定しておりますけれども、日程については改めて調整させていただいて、御案内したいと考えております。

それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

平成23年12月1日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員